

会議名	春の交通安全運動に関する全体ミーティング				作成日	2020年4月1日	
日時	2020年4月1日	10:00	～	11:00	作成者(閲覧時戻り)	運行部	
					場所	本社2階会議室	
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度春の交通安全運動について</li> <li>・受動喫煙防止対策義務化について</li> </ul>			資料	春の交通安全運動(内閣府)		
					春の交通安全運動(茨城県交通対策協議会)		
					受動喫煙防止対策義務化(茨城県保健福祉部)		
出席者 および回 覧範囲	乗務員	26名				指導主任者検印	
	ガイド	3名					
	管理部	3名					
	営業部	4名					
	運行部	4名					
議事	○ 令和2年度春の交通安全運動について(期間 4月6日～4月15日)						
	(1)子供を始めとする歩行者の安全の確保						
	(2)高齢運転者等の安全運行の励行						
	(3)自転車の安全利用の推進						
	※4/10は「交通事故死ゼロを目指す日」						
	○ 受動喫煙防止対策の義務化について(2020年4月1日～施行)						
	①望まない受動喫煙をなくす ②受動喫煙の影響が大きい子どもや患者等に特に配慮(原則敷地内禁煙) ③施設の類型・場所ごとに対策を実施 ※施設ごとに義務化され、バスは車内禁煙になります						
							